

富山県と富山ヤクルト販売株式会社との連携と協力に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と富山ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、富山県における健康づくりに関する県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の情報を有効に活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、富山県における健康づくりに関する地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 県民の健康増進に関すること
 - (2) 高齢者の健康保持への支援に関すること
 - (3) 災害時における飲料及び食料品の提供に関すること
 - (4) その他目的を達するために必要な事項
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がなければ、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施により知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月17日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田 八朗



乙 富山県富山市東流杉222
富山ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 本多 悦夫

